

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 環境課・生活環境係

個人情報ファイルの名称	犬の登録台帳	
行政機関等の名称	紫波町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部環境課	
個人情報ファイルの利用目的	飼い犬とその所有者情報を管理するため	
記録項目	1.所有者氏名、2.所有者住所、3.所有者世帯番号、4.所有者個人番号、5.郵便番号、6.電話番号、7.登録番号、8.登録年月日、9.犬の種類、10.犬の毛色、11.犬の性別、12.犬の名前、13.犬の生年月日、14.犬の所在地、15.犬の抹消届出日、16.犬の死亡日、17.予防注射の実施記録	
記録範囲	犬の所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 紫波町企画総務部総務課	
	(所在地) 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 環境課・林務係

個人情報ファイルの名称	林地台帳	
行政機関等の名称	紫波町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業部環境課	
個人情報ファイルの利用目的	森林・林業行政を推進し施業の集約化や適切な森林整備に活用するため	
記録項目	1 土地の住所、2 土地の地目、3 面積、4 登記簿上の所有者氏名、5 土地の共有の有無、6 所有者住所、7 登記年月日、8 現に所有している者・所有者とみなされる者の氏名、9「8」の共有の有無、10「8」の住所、11「8」の届出年月日、12「8」の記載事由、13 地籍調査の有無、14 地籍調査年月日、15 測定の有無、16 測量実施年月日、17 林小班、18 森林経営計画の有無、19 認定者の種類、20 認定年月日、21 公益的機能別施業森林の区分、22 登記上の所有者に係わる共有者の氏名、23 共有者の住所、24 共有者の登記年月日、25 現に所有している者・所有者とみなされる者の共有者の氏名、26「25」の氏名、27「25」の住所、28「25」の記載事由、29「25」の届出年月日	
記録範囲	紫波町において山林を所有する者	
記録情報の収集方法	本人及び固定資産税課税情報より	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	紫波町林地台帳情報事務取扱要綱第 12 に定める者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 紫波町産業部環境課	
	(所在地) 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日